平成２５年（フ）第１４１２８号
東京都足立区花畑３丁目16―１―601
破産者　長谷川佳美
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３５号
東京都江東区南砂１丁目５番30―714号
破産者　株式会社パーミーテック
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１６７号
東京都港区南青山２丁目11番13号
破産者　有限会社キューベックスグループ
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１６８号
東京都渋谷区鉢山町11―１―110、住民票上の住所東京都世田谷区若林４丁目29―32
破産者　風間　高博
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１８３号
神奈川県横浜市泉区領家４丁目２番地１
破産者　株式会社ＧＵＳＨ
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１８４号
静岡県浜松市天竜区山東2648―４―401
破産者　関島　貴浩
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１９７号
神奈川県小田原市荻窪538番地の７
破産者　合同会社ＬＳＪ
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２０７号
東京都板橋区赤塚２丁目５番４―103号
破産者　有限会社白石電設
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２０８号
東京都練馬区光が丘２丁目４―10―710
破産者　白石今朝喜
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２２９号
東京都文京区湯島３丁目34番６号湯島スクエアビル
破産者　株式会社Ｂｉｒｔｈ　Ｋｉｔｃｈｅｎ
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２３２号
東京都三鷹市牟礼２丁目13番42号
破産者　勝又建設株式会社
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２３３号
東京都三鷹市牟礼５丁目９―８―101
破産者　勝又　昭夫
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２３９号
東京都港区南青山６丁目12番４号
破産者　株式会社アルファ総合計画研究所
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２４８号
東京都葛飾区金町５丁目32―７　浅野ハイツ２階
破産者　古池　康成
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２４９号
東京都大田区北千束３丁目23番９号
破産者　有限会社ブランド・エヌ
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２５０号
東京都大田区北千束３丁目23番９号
破産者　有限会社ｂ　Ｓｕｐｐｏｒｔ
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５６６号
東京都足立区島根３丁目19―８―202
破産者　大森　美紀（旧姓鎌田）
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６７８号
神奈川県横浜市鶴見区寺谷１丁目１―11―404、住民票上の住所東京都品川区西品川３丁目１―７　野崎方２―Ａ
破産者　武田　　類
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６８０号
東京都東久留米市本町２丁目１―８―103
破産者　小田島広樹
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６８１号
埼玉県上尾市大字上1404―９　シャトレブランＩ102
破産者　清水　美和（旧姓徳高）
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６８３号
千葉県千葉市中央区新千葉３丁目10―11　第２仲田コーポ202
破産者　水島　明彦
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部